


認定証交付までの流れ

(203)

基本研修の受講 2日間全科目受講の上、筆記試験に合格

 「受講証明書」発行

実地研修を始める前に、

①指導看護師を依頼

※日頃から関わっている訪問看護師などが行う場合
事業所から、実地研修を指導してもらうように依頼
謝金も相談しておく

※ポムハウスから指導看護師を派遣する場合

実地研修の計画は、受講者、利用者、当法人で日程や時間を調整

②ポムハウスへ書類を提出

必要書類が全て揃わないと、実地研修は始められません。

実地研修を始める前に送付する書類

- **基本研修受講証明書**（コピー） ※ポムハウスで受講した場合は不要
- **医師の指示書**（別紙1）（コピー）
- **本人の同意書**（別紙2）（コピー）
- **計画書**（別紙3）（原本） ※だいたいの日時で可
- **実施機関承諾書**（別紙4）（原本）
- **指導者研修修了証書、または看護師免許証**（コピー）
（訪問看護ステーション、看護師個人など）
（ポムハウスから看護師を派遣する場合のみ、不要）



ポムハウスで、書類を確認の上連絡  実地研修実施

実地研修 (場所：利用者の自宅等)

実地研修まで進まれる方は、実地研修申込書と実地研修手数料2,000円が必要となります。但し、ポムハウス以外の登録研修機関で基本研修を受講した場合は、実地研修手数料が4,000円となります。

- ①評価票（9種類）の中から必要な行為を選び、利用者に合わせて内容を変更する。
- ②指導看護師や経験のある介護職員が行う利用者のたんの吸引等を見る。
- ③利用者の手順に従って、まずシミュレータを使って現場演習を実施し、指導看護師が評価し、日にち時間とともに演習欄に記入する。
(回数は問わないが全部アになるまで)

※各利用者宅には、本人の使用しているカニューレと同型のカニューレやペットボトルで制作した簡易なシミュレータ等を置き、利用者の使用している機器を利用して行う。

シミュレータの制作方法などは研修テキスト221頁～224頁に、写真付きで掲載されています。

④利用者と指導看護師の了解後、実地研修を開始する。

指導看護師が評価し、○回目、日にち、時間とともに評価票に記入する。

- ・ 必要な全ての項目について評価
- ・ 2回連続して全部ア（合格）の評価となるまで行う。

指導看護師有：謝金は事業所と実地研修実施機関とでご相談の上、事業所から直接お支払ください。

指導看護師は、看護師賠償責任保険に加入してください。

研修中の事故やヒヤリハットがあれば、ポムハウスまでご連絡ください。

指導看護師無：ポムハウスから指導看護師を派遣します。

謝金は10,023円+交通費（1利用者・1受講者）

実地研修終了後に送付する書類

- **報告書**（別紙5）（原本）
- **評価票**（原本）



「喀痰吸引等に関する**研修修了証明書**」を発行

特定の者対象（第三号研修）

〇〇さんが、〇〇さんの〇〇の行為という限定

書類送付先

〒562-0013 箕面市坊島4-5-20 みのお市民活動センター

特定非営利活動法人 ポムハウス

連絡先電話番号 072-721-5150

※留守の場合、留守番電話に伝言いただければ、折り返し連絡します。

E-Mail pomhouse@renkyo-kujira.org

URL <http://pomhouse.jimdo.com/>

担当 岸本 美智子



※認定特定行為業務従事者認定証の交付申請書類

- 1 認定特定行為業務従事者認定証**交付申請書**
特定の者対象(省令別表第三号)研修修了者の場合
認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(省令別表第三号研修対象)(様式4-2)
- 2 **住民票の写し**(原本に限る。住所、氏名、生年月日が記載されたもので発行後6か月以内のもの。)(外国籍の方は同様に必要事項のみを記載した外国人登録原票の写しの提出で可)
- 3 社会福祉士及び介護福祉士法附則第4条第3号の各号の規定に該当しない旨の**誓約書**(様式4-3)
- 4 喀痰吸引等に関する**研修修了証明書**
- 5 返信用定型封筒(認定証送付分相当の切手貼付、返信先記入のこと)
- 6 事業所がまとめて提出する際は、認定特定行為業務従事者認定証交付申請書類一覧(チェックリスト2)

大阪府HP

<http://www.pref.osaka.jp/chiikiseikatsu/shogai-chiki/ninteisyorui.html>